

文書課長

00598

# 鳥取縣公報

昭和十七年六月十六日 火曜日

第千三百四十二號



本書ノ大字サハ國定規格ル判

文書課長

縣

令

## ◆鳥取縣令第四十五號

昭和十四年三月三十一日鳥取縣令第六號警防團令施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十五條中「市ノ警防團」ヲ「鳥取市米子市及倉吉町ノ警防團」

ニ改ム

## ◆鳥取縣令第四十六號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號鳥取縣木炭検査規則中左ノ通

改正ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

## ◆鳥取縣告示第三百五十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル故新聞紙ノ最終販賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

告 示

特別炭種、瓦斯用木炭量目欄「一五匁」ノ下ニ「二〇匁」ヲ加ヘ同俵裝欄「四、口當、籠製棧木トス」ノ次ニ「但シ潤葉樹ノ木柴ヲ渦巻状トシテ口當ヲナスコトヲ得」ヲ加フ

第七條中「白炭」二等ノ品質撰別欄ヲ「炭質及撰別一等ニ亞グモノ」ニ改メ松炭一等ノ品質撰別欄ヲ「炭質良好ノモノ」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）（昭和十七年六月十六日 第千三百四十二號）

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）（昭和四年四月十五日 第三百四十二號）



本籍 鳥取縣西伯郡尙德村大字権原一四三四番地

住所 米子市駒町二丁目四六番地 田中たつ方

昭和十七年六月三日第八五九號登錄

江 原 敏 惠

大正九年十一月八日生

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 兵庫縣多紀郡日置村北島五八六番地

住所 東伯郡由良町大字由良宿五六番地

昭和十七年六月三日第八六〇號登錄

向 井 て る ゑ

大正五年五月十三日生

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

### ◆鳥取縣告示第三百六十四號

産婆令錄名簿ノ取消者左ノ如シ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

住所 八頭郡若櫻町大字若櫻七三八番地

昭和十七年五月二十六日愛知縣寶飯郡中久保町下長山町

中屋敷五五番地ニ轉住ニ依リ六月三日付名簿取消方願出

同月五日取消

鈴木石子

### ◆鳥取縣告示第三百六十六號

昭和十四年十月鳥取縣告示第六百七十九號木炭検査規則第十五條ニ依ル木炭荷票左ノ通改ム但シ改正前調製セルモノハ當分ノ中使

用スルコトヲ得

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

木炭検査規則第十五條荷票

鐵 形

00602

表

(寸) 二 種 六

○ 味 正



鳥  
縣

一 地 色

白炭

赤色

黑炭

青色

紫 色

瓦斯用木炭黃色

等外木炭白色

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査期日  
府道(支廳)

検査定  
域

検査場  
所

検査場  
所

検査場  
所

検査場  
所

七月  
十九日

鳥  
岩美郡

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

八月  
二十日

鳥  
氣高郡

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
大和村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
東村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
大和村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

鳥取縣知事  
土 肥 米 之

七月  
二十日

鳥  
船岡村

00604

◇鳥取縣告示第三百六十九號

同郡同村大字福光  
組合副長河本定吉

東伯郡社村大字國分寺  
組合長小谷眞喜造

鳥取縣知事  
土肥米之

昭和十七年六月十六日

東伯郡外市町村ニ於テ種馬統制法第十三條規定ノ明ケ二歳ノ民有牝馬アルトキ又同法第十四條規定ノ明ケ三歳以上ノ民有牝馬同法施行規則第四十一條規定ノ明ケ二歳牡馬ニシテ検定ヲ受ケントスルモノアルトキハ最寄検定場ニ奉付ケ検定ヲ受クルコト

四種馬統制法第十三條規定ノ明ケ二歳ノ民有牝馬及優良種牝馬候被優良種牝馬ハ相違ナク検定検査ヲ受クルコト

リ検定ヲ施行セラル

鳥取縣知事		土	肥	米	之
鳥取縣知事		土	肥	米	之
東伯郡社村大字國分寺	同郡同村大字福光	組合長	小谷眞喜造	種類	出荷地區
昭和十七年六月十六日	組合副長 河本定吉	南瓜	鳥取市	鳥取市青果物出荷組合聯合會	出荷團體
鳥取縣知事 土肥米之	柿(蜂屋)、蕊頭	南瓜	岩美郡	岩美郡	同
產婆名簿登録者取消者左ノ如シ	桃	柿(蜂屋)	八頭郡	八頭郡	同
昭和十七年六月十六日	桃、栗	桃	東伯郡	東伯郡	同
鳥取縣知事 土肥米之	柿、甘藍、人參	柿(蜂屋)、南瓜	西伯郡	西伯郡	同
	柿(西條)、南瓜、甘藍、人參	甘藍、人參	米子市	米子市	同
	柿(西條)、南瓜	南瓜	日野郡	日野郡	同

## 土地を賣つたら國債を

### 臨時資金調整法の改正

(振興課)

いふまでもなく戦争に勝ち抜く爲には絶対に國民貯蓄の増加が必要である。特に大東亜戦争勃発以來戦費は更に格段の激増を來し、しかも米英はその膨大なる経済力を利用して持久戦を計畫してゐる模様であるから、我が國民は徹底的なる自給体制の下に國家の経済力を增强して、戦費の負擔に當らなければならぬのである。

從つて政府も國民貯蓄の獎勵を戰時下最高の經濟政策として取り上げ、國民また不自由を忍び困苦缺乏に堪えつゝ克く政府の方針に協力して、支那事變以來既に五百億圓の大貯蓄を築き上げて來たのであるが、今後益々生産設備を擴張して軍需品の供給を一層豊富にするため、進んで多額の資金を負担しなければならぬのである。

以下の罰金に處せられることになつてゐる。

しかしてこの國債買入保有の命令は種々の都合上、受取額五千圓以上の者に發せられることとなつてゐて、右の物件や權利を買つた人、收用した人は、その支拂ふ代價金が受取る人一人々から見て五千圓を超える時は、地方長官を經由して大藏大臣にその詳細を報告すべきことが定められてゐて、もしこれを怠れば又右の罰則を適用されるから注意せねばならぬ。又この國債買入保有に充てるべき金額は代價價格の少くとも八割以上となつてゐる。

◆

しかしこの國債買入保有命令は決してその全部の義務者に對て直にこの嚴重なる命令を出すといふのではなく、今回の法律改正の趣旨は從來から行はれてゐる「土地を賣つたら國債を」といふ貯蓄奨励運動を一層全國的に統一的に行はうとする爲に、最後

の手段として法律に基く命令をも發し得ることとしたものである。即ち、地方長官は土地其の他のもの賣却又は收用があつた事實を知つた時は、其の受取人に對して「國債購入奨奨狀」を發し代價金の受取人は其の勧奨に應じて「國債購入奨奨狀」に必要事項を記入して地方長官に提出するのであるが、やむを得ない事情によつて、代價金の八割迄の國債が買へないといふ場合は、府縣當局は土地其の他の物件を賣却するに至つた動機や、受

00606

取つた金の費途などを取調べて、相當の理由ありと認めた場合は、國債購入額を減じ、或は全然これを免除することも出來ることになつて居るのである。

◆

しかし府縣當局に於て國債購入額を斟酌し得る標準としては(1) 苦しい借金の返済に充てたいといふ場合。(2) 甲の建物を買ふ爲に乙の建物を賣るといふやうに、是非代替物を買入れたいといふ場合。(3) 病氣や災害などに依つて不時の費用がどうしても要る場合緊要の産業のみに限られる。

(4) 事業資金として使ひ度い場合、但しこの場合の事業とは時

尚、受取るべき金額五千圓以下の場合については、各人の良心

などが通例考へられるのであるが、この外地方長官が國債買入をさせるに適當でないと認めた場合には相當の斟酌を加へ得ることになつてゐる。例へば、半分は國債を買ふが半分は長期安定性の貯金にして置きたいとか、代金の一部を保険や年金又は債券とか社債、地方債の買入れ資金に充てる等の場合でも或る限度減額して差支へない場合があるわけである。

就ては、政府も國民もあらゆる機會を捉へ、あらゆる手段を講じて更に一段と貯蓄增加に努めねばならぬのであつて、去る四月一日より臨時資金調整法、同施行令を改正せられて土地、建物其の他の賣却によつて相當纏つた臨時收入を得た向に對し、これを消費的購買力として浮動化することを防止して國債消化に協力せしめることとなつたのもこれが爲である。

◆

即ち、改正臨時資金法第十條ノ二に於て「政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ

其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ他代償トシテ受クル金錢ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」とし、同施行令第九條ノ二に於て、

一、土地、建物、船舶又ハ樹木ノ集團

二、前ニ掲タルモノヲ除クノ外事業ニ屬スル設備

三、地上權、永小作權又ハ土地若ハ建物ノ賃借權

四、特許權、鑄業權又ハ漁業權

五、書畫又ハ骨董

六、其ノ他大臣ノ指定スルモノ

の代價として受ける金錢の一部を以て國債を買入保有すべきことを命じ得ることとなつたのであつて、これに違反するものは千圓

に委せられてゐるわけであるが、これも右の趣旨に鑑みて五千圓以上の場合と同様なるべく多く貯蓄の方に振り向けて貢ひ度いものである。

以上大体本制度のあらましを述べたのであるが、各位の協力によつて本制度が圓滑に運用せられて、本年度國民貯蓄増加目標二百三十億圓達成に、能ふだけ多く貢献し得るやう望んでやまぬ次第である。

## 二三百三十億貯蓄強調週間

六月十九日より 七月間  
六月二十五日まで

### (振興課)

昭和十七年度國民貯蓄増加目標額二百三十億圓、これに基く本縣同目標額七千萬圓の貯蓄は眞に縣民の重責であつて、如何なる困難な事情があらうとも、大東亜戦争に勝ち抜く爲に断乎としてこの目標額の達成に邁進しなければならぬのである。而してこれが達成の成否は一に縣民の努力如何にあるのであつて、決して不可能ではないが、又決して易々たるものとすること

- も出来ない。縣民は茲に今次大戰必勝貯蓄の重大なる意義を認識し、本縣實施要目にある本年貯蓄獎勵の重點を再検討して貯蓄の計画化、合理化に依る方策を着々實踐に移し、今後愈々縣民貯蓄増強の最高度を發揮しなければならぬ。
- 仍て今回六月十九日より一週間を「二三百三十億貯蓄強調週間」として、全國一齊に本運動が展開せられるに當り、本縣に於ても次実施事項を定めてこれが目的達成に邁進することとなつたので、縣民は正確なる時局認識に徹底して貯蓄の實踐に努め、以て七十萬貯蓄を貢遂されるやう切望する次第である。
- △ 強調週間實施事項
- 「昭和十七年度國民貯蓄増強方策要綱」及び「昭和十七年度鳥取縣國民貯蓄獎勵實施要目」に基き、各地方の實情に應ずる實施計畫を樹立して左の事項に留意し、國民貯蓄の强行に推進することとなり、一切の困難を克服し、更に數段の消費生活の切下に甘んじ、以てその成果の萬全を期するときは、目標額の達成は敢て困難でないものであるから、斯る信念に依つて一意專心これが達成に邁進すること。
  - 今回の強調週間の實施は、從來の例の如き恒例的を避けて適切を決定されたいのである。

00608

- 地過然に然かも強力に、國民運動たるの實を擧げること。
- 3 郵便局、信用組合、銀行、無盡會社、並に農業、林業、工業、商業其の他各種團体に連絡協力すると共に自發的運動を展開すること。
- 4 國民貯蓄組合は大体縣内各地域に設立を見てゐるが、其の組合の取扱ふべき貯蓄の種類が適當でない爲に、或は低額に失したり若くは多種類に涉つて整理が困難を來してゐるもの等について、適當に整理し又は更に計畫し、貯蓄増強上効果が少く、却つて組合長の手數を煩はすもの等は此の際整理すると共に組合貯蓄率は本年度市町村目標額の二割以上となるや、前年度より増加目標の樹立に努めること。

- 5 會社、工場、礦山、農林、水產、產業關係等の貯蓄計畫に當りては、前年度に比し本年度目標額の増加率以上の貯蓄率を定めて實行すること。

- 6 都市若は之に准すべき町村に於ける國民貯蓄獎勵は、各種事情の爲に貯蓄増強の困難な場合が多いので、特にこの方面には本運動を強力に行ふこと。

- 7 上半期賞與高率貯蓄及び賞與國債支給運動の開始に當つては趣旨の徹底を圖り、地元郵便局、日本勸業銀行鳥取支店並に産業組合其の他の銀行等と連絡して萬全を期すること。

## 御親閱拜受記念

### 青年學校學校林の設置

#### (社會教育課)

昨年五月二十二日、全國青年學校生徒及び教員は、畏くも御親閱の光榮を拜したのであるが、この光榮を永く記念する爲青年學校に學校林を設置することとなり、目下本縣下に於て縣指導の下に十七ヶ町村の學校林設置を見えてゐるのを今後全町村に設置して

00607

職員生徒の集團勤労により、國土愛護及び造林報國の實を擧げると共に、青年學校教育の振興に資することとなつた。

しかしてこの學校林の造林作業は修學上支障のない限り、生徒の勤労奉仕によるを原則とし、困難なる箇所の作業のみを工夫により選び、地味が良好で作業上の危険が少く、學校より近距離の地を可とする。

造林種はスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等とし、立地その他の状況に應じて決定すればよく、苗木については、自校に於て育苗しない場合は縣苗圃で育成したものと配布を受けるか、又は縣林務課内縣樹苗組合に斡旋方を依頼し、且つ新植に要する費用に對し公有林にあつては、其の三分の二以内を補助せられるから昭和十一年八月縣令第二十號森林治水事業補助規程に基いて市町村又は町村組合に於て申請されたい。新植以外の経費及び手入に關する一切の費用は、市町村町村組合に於て負擔するのである。

尙、學校林造成に關しては縣社會教育課に連絡すると共に造林地、造林技術、經費補助等については縣林務課の指導を受けて、昭和十一年八月三十日鳥取縣令第三十一號一頁上段一二行「稱スルモノハ」ハ「稱スルハ」同頁下段二行目「不<sup>合</sup>格」ハ「不<sup>合</sup>格」とすれば、四十町歩を設置して輪伐をすることが出来るわけである。造林地の設定に當つては成るべく公有林(市町村有林)より選び、地味が良好で作業上の危険が少く、學校より近距離の地を可とする。

造林種はスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等とし、立地その他他の状況に應じて決定すればよく、苗木については、自校に於て育苗しない場合は縣苗圃で育成したものと配布を受けるか、又は縣林務課内縣樹苗組合に斡旋方を依頼し、且つ新植に要する費用に對し公有林にあつては、其の三分の二以内を補助せられるから昭和十一年八月三十日鳥取縣令第三十一號一頁上段一二行「稱スルモノハ」ハ「稱スルハ」同頁下段二行目「不<sup>合</sup>格」ハ「不<sup>合</sup>格」とすれば、四十町歩を設置して輪伐をすることが出来るわけである。造林地の設定に當つては成るべく公有林(市町村有林)より選び、地味が良好で作業上の危険が少く、學校より近距離の地を可とする。

大豆は味噌や醤油、油揚、豆腐、煮豆、黃粉等其の用途頗る廣く、而も蛋白質食物であつて我々日常生活上絶対に欠かすことの出来ないものである。

昨今大豆の不足に依つて之等日常生活上少くことの出來ないものが、兎もすれば不圓滑を來す状況にあることは甚だ遺憾なことと云はねばならぬ。尤も昨年の大豆作況は不作であつて如何ともなしえないのであるが、本年は政府より本縣へ對し大豆增産割當一萬四千百九十一石を指定して來てゐるのであつて、縣では右の事情に鑑み、是非共本縣への割當達成を期して之が増産に邁進することとなつた。

併し縣が幾ら増産を叫んだとしても、從來より五割多く栽培せねば此の割當量に達しないのであつて、此の點農家は固より一般家庭に於ての一段の工夫協力を願はなければならないのである。

## 大豆の増産に努めよ （農務課）

本縣割當一萬四千余石

00610

大豆豆は何處にでも出来るものであつて、肥料も磷酸、カリ肥料で充分であり、播いてからの手數もかゝらないから素人でも容易に作り得られるのである。

畦幅は一尺五寸から二尺位、株間六寸から八寸位(肥沃地は畦幅、株間共少し廣くすること)によく、六月上旬から七月上旬(普通平坦地は六月中旬)までに反當四升内外を播種するのである。播種するに當つては作條を切り、六、七寸の間に二、三粒宛點播して覆土するのであるが、極端な淺土とか瘠地には堆肥糞等を敷いて乾燥を防がなければならない。

尙ほ、肥料は普通畑で草木灰二十貫、黒ボク地帶で過磷酸石灰六貫、草木灰半貫の極く僅かなものを播種と同時に施せばよいのであって、畦、端、開墾、空地、焼畑、荒地等を利用すれば本縣への増産割當達成はさして困難ではないのである。切に各位の積極的協力を望む次第である。

正誤

◎行旅死亡人

一本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業

自稱本籍北海道札幌市二北條東十二丁目二十三番地

昭和十七年三月三十一日鳥取縣令第三十一號一頁上段一二行「稱スルモノハ」ハ「稱スルハ」同頁下段二行目「不<sup>合</sup>格」ハ「不<sup>合</sup>格」とすれば、四十町歩を設置して輪伐をすることが出来るわけである。

00611

## 椅子職人

## 二 相貌、特徵

身長五尺二寸位、額長ク額廣ク眉毛太ク目、口、耳各並鼻隆ク

額長ク頭髮三寸位、特徵鼻アリ

## 三 著衣及所持金品、洋服上下、シャツ、茶黒破レ夏衣一、

冬帽子一

## 四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年三月三十一日

## 五 假埋葬年月日及場所

一昭和十七年四月二日 函館市山脊泊共同墓地

## 備 考 右函館市松風町十五番地入船旅館ニ宿泊中昭和十七年三

月二十五日午前一時三十分脳溢血ニ因リ死亡前記ノ通假

## 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

## 六 取扱者 函館市長

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 七 埋葬ス

## 八 取扱者 函館市長

月二十五日午前一時三十分脳溢血ニ因リ死亡前記ノ通假

## 九 埋葬ス

## 十 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十一 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十二 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十三 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十四 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十五 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十六 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十七 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十八 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十九 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十 埋葬ス

## 二十一 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十二 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十三 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十四 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十五 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十六 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十七 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十八 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 二十九 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 三十 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 三十一 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 三十二 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

戸主健治三男 自稱 山田佐吉四十六歲 無職  
 二 相貌、特徵  
 身長五尺二寸位、額長ク額廣ク眉毛太ク目、口、耳各並鼻隆ク  
 頬長ク頭髮三寸位、特徵鼻アリ  
 短ク頭髮一寸位、特徵ナシ

## 三 著衣及所持金品

黒上著、茶色上著、國防色破レズボン、メリヤス破レズボン下  
 締ネル破レ單衣、兵兒帶以上各一、破レゴム靴ヲ穿ツ所持ナシ

## 四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年二月二十四日

## 五 假埋葬年月日及場所

昭和十七年二月二十七日函館市山脊泊共同墓地

## 六 取扱者 函館市長

右昭和十七年二月二十四日行旅病人トシテ收容救護中ノ處翌二十

五日午後一時四十分脳溢血ニ因リ死亡前記ノ通り假埋葬ス

## 七 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 八 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 九 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十一 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十二 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十三 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十四 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十五 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十六 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十七 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十八 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## 十九 埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度